飯能市土地区画整理事業ニュース

平成24年 3月22日号 双柳南部地区 ★☆★単独 号★☆★

~ 事業進捗状況等について お知らせします ~

権利者の皆様におかれましては、日頃より市政及び土地区画整理事業に対し、多大なるご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今回の「土地区画整理事業ニュース」では、今年度の事業進捗の状況について お知らせします。

§ 平成23年度工事等の進捗状況について §

平成23年度も残りわずかとなりました。今回の土地区画整理事業ニュースは、平成23年度工事の進捗状況についてお知らせします。

今年度事務所で発注した道路工事、造成工事等の全ての工事は、おかげさまで皆様の ご協力により予定どおりこの3月末に完成の見込みです。地域の皆様には、引き続きご 理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

今年度の工事も昨年度に引き続き、交通の流れを確保するため地区内の幹線道路の整備をするとともに、歩道を設置することにより、歩行者の安全確保を進めてまいりました。

地区内の西側を南北に縦断する阿 須小久保線につきましては、今年度 約130mを整備いたしました(工 事箇所No.1)。

また、地区内の中央を東西に通過する東原巽原線につきましては、約100mを整備いたしました(工事箇所No.2)。この道路につきましては、道路下に浸透機能を備えた雨水管

【双柳南部地区工事実施箇所図】



を設置し、地区内の懸案であります雨水対策を実施しました。

阿須小久保線については完成部分の北側に、東原巽原線については完成部分の西側に、 それぞれ道路用地が確保できましたので仮設の道路を設置いたしました。来年度につきま しては、それぞれの仮設道路を正規な形で整備を行う予定です。この工事が完了しますと、 阿須小久保線と東飯能駅東口駅前通り線の交差点から東原巽原線を経由し、産業道路まで の幹線道路が開通することになります。

宅地造成工事につきましては、18街区(工事箇所No.3)の一部の造成工事と宅地に接する歩行者専用道路の一部の舗装工事を実施いたしました。

また、今年度の物件移転補償につきましては、建物2件、工作物10件の契約を締結しました。

今年度実施した工事、補償業務にご協力をいただきました方々並びに近隣住民の皆様に 厚くお礼申し上げます。

《双柳南部地区工事箇所写真》







東原巽原線の状況



雨水管の設置状況(東原巽原線)



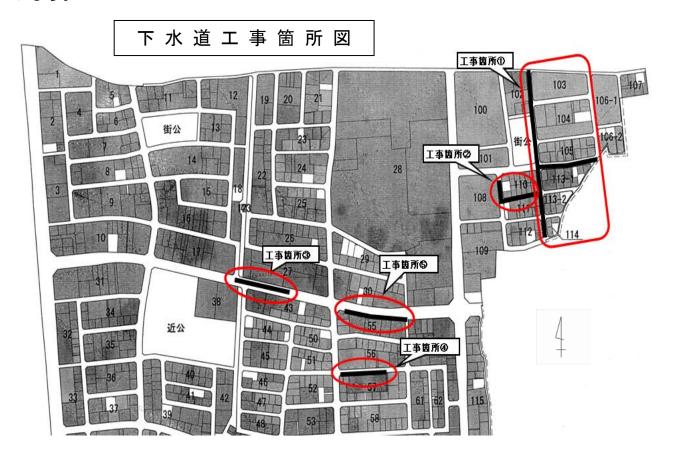
18 街区の造成状況

◆ 下水道課からのお知らせ

平成23年度に発注した双柳南部地区の下水道工事についてお知らせします。

下水道課で発注した今年度の下水道工事は5件です。工事箇所①及び②は新光地内の工事ですが、ともに3月下旬の完了予定です。工事箇所③及び⑤は東原巽原線の工事で、既に完了しています。④については、区画道路内の工事で12月に完了しています。いずれの工事も200mm(内径)の管を布設しました。

現在施工中の工事に関しましては、大変ご不便をお掛けしますが引き続きご理解、ご協力をお願いします。なお、一部の工事につきましては、水道工事も並行して実施しています。







下水道管の布設工事の様子

~ 土地区画整理事務所からのお願い ~

○建築行為(開発行為)を行う際はご注意願います

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為(開発行為)やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。

また宅地の造成高、歩道のある道路からの出入り口の位置等、施工時のトラブルを回避するため、**事前相談を必ず**行っていただきますようご協力をお願いいたします。

○委任状が必要です

土地区画整理事業に伴う権利関係や清算指数等の調査に関しては、土地所有者の方の みに説明させていただいています。代理の方は、土地所有者の方からの**委任状**が必要と なりますので、ご注意ください。

○権利異動の届出のお願い

土地区画整理地内の土地の権利に関し、変動(所有権移転、住所変更等)がありましたら、必要書類(登記事項証明書等)を添付の上、土地区画整理事務所まで届出をお願いします。詳細につきましては、事務所までお問い合わせください。

○土地の売買について

土地区画整理事業地内においても、地区外の土地と同様にいつでも土地を売買することは可能です。売買に伴う土地の登記は、従前の土地について行われます。

仮換地指定を受けている場合は、土地区画整理法に基づく法律上の効果や制限も新しく所有者となる権利者に継承されます。仮換地指定されていない場合でも、お知らせしてある換地計画の内容(仮換地案位置図)を、新しく所有者となる権利者にお伝えください。仮換地指定、換地計画の内容等についてご不明な場合は、事務所までお問い合わせください。

○土地の分筆、仮換地先の分割について

従前地について分筆を行うと、その筆に係る仮換地を分割することになります。また、 換地された土地を分割したい場合には、逆に従前地の分筆が必要となります。

従前の土地の分筆及び仮換地の分割の際は、事前に事務所までご相談ください。

編集発行 飯能市土地区画整理事務所

住 所 飯能市大字笠縫112-1

電 話 042-973-8682

E メール kukaku@city.hanno.saitama.jp

